

特定行為研修修了者を支援する行政の立場から

月岡悦子[†]第75回国立病院総合医学会
(2021年10月23日～11月20日WEB開催)

IRYO Vol. 76 No. 6 (433-439) 2022

要旨

看護師の特定行為研修制度は、団塊の世代が後期高齢者となる2025年に向け、さらなる在宅医療等の推進を図るためには、手順書により一定の診療の補助を行う看護師を計画的に養成するために創設された。制度が開始（平成27年10月）されてから7年目を迎え、特定行為研修修了者（以下、修了者）数は3,307人、指定研修機関数は46都道府県289機関（令和3年8月時点）となり、年間約3,400人規模の修了者が見込まれるようになった。制度創設後5年目の見直しで創設されたいわゆるパッケージ研修についても、研修を実施している指定研修機関は134機関となっている。

特定行為研修の推進に係る支援として、さまざまな事業を展開している。制度の発足時より実施している研修機関支援事業は、指定研修機関の認定を受けようとしている機関へ、研修開始のために必要となる設備経費等を支援する「導入促進支援事業」と、継続した運営をするために必要となる設備や指導者に係る経費を財政支援する「運営事業」とがある。また、指導者育成事業では、制度の内容や指導の方法、手順書において看護師が行う病状の確認の範囲等について理解促進を図り、効率的な指導ができる指導者や指導者リーダーの育成を図る目的で実施されており、修了者の活動実態や課題を把握するための実態調査・分析事業も実施している。さらに、令和3年度より、「看護師の特定行為に係る研修機関の養给力向上支援事業」を新規に展開している。一方、多くの都道府県において、特定行為研修制度に関する事業の計画や実施について策定されている現状である。また、患者が医療機関選択のために活用できるよう、医療広告規制の見直しが行われたところである。

看護師の特定行為研修制度に関連した厚生労働科学研究・調査事業も展開している。その結果から、報酬改定においても特定行為研修が評価されている現状である。厚生労働省では、これからも財政支援や調査研究等を通じ、制度を推進して参りたい。

キーワード 厚生労働省、特定行為研修

はじめに

日本は、諸外国に例をみないスピードで少子高齢化が進行している。超高齢社会へ突入する2025年、

医療を必要とする人に対し支え手が少ないため、効果的な医療を効率的に提供することが求められる。

従来より、医師の信頼を受けて指示のもと医行為を行う熟練した看護師はすでに存在していたが、今

厚生労働省医政局 看護課看護サービス推進室 [†]看護師

著者連絡先：月岡悦子 厚生労働省医政局 看護課看護サービス推進室 〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

e-mail: tsukioka-etsuko.gt2@mhlw.go.jp

(2022年2月22日受付, 2022年8月5日受理)

How to Support Nurses who Complete the Training for Nursing Pertaining to Specified Medical Acts

Etsuko Tsukioka, Director, Office of Nursing Service

Nursing Division, Health Policy Bureau

(Received Feb. 22, 2022, Accepted Aug. 5, 2022)

Key Words: Ministry of Health, Labour and Welfare, training system for nurses pertaining to specified medical acts